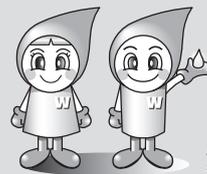


水 おたる

Water in Otaru



水道局広報
第46号

令和4年3月1日発行

みずぎちゃんとみずおくん
(小樽市水道局キャラクター)

「小樽市上下水道BCP」を策定しました

市では、今後予想される大規模災害の発生に備え、行政自ら被災する状況下でも、迅速・的確に必要な業務を遂行し、市民生活・経済活動への影響を最小限にとどめることを目的として「小樽市業務継続計画」を令和3年6月に策定しました。

上下水道は、市民生活にとって最も重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが不可欠であるため、水道局ではこの計画を補完する「小樽市上下水道BCP」を11月に策定しました。そこで今回は基本方針および災害時の組織体制を紹介します。



※BCP(Business Continuity Plan)→業務継続計画

基本方針

①市民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧に当たっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

②上下水道事業の責務遂行

市民生活や地域経済活動のために必要となる上下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

③地域防災計画等との整合

本BCPは、「小樽市地域防災計画」や「小樽市業務継続計画」などの整合を図り、その実効性を担保する。

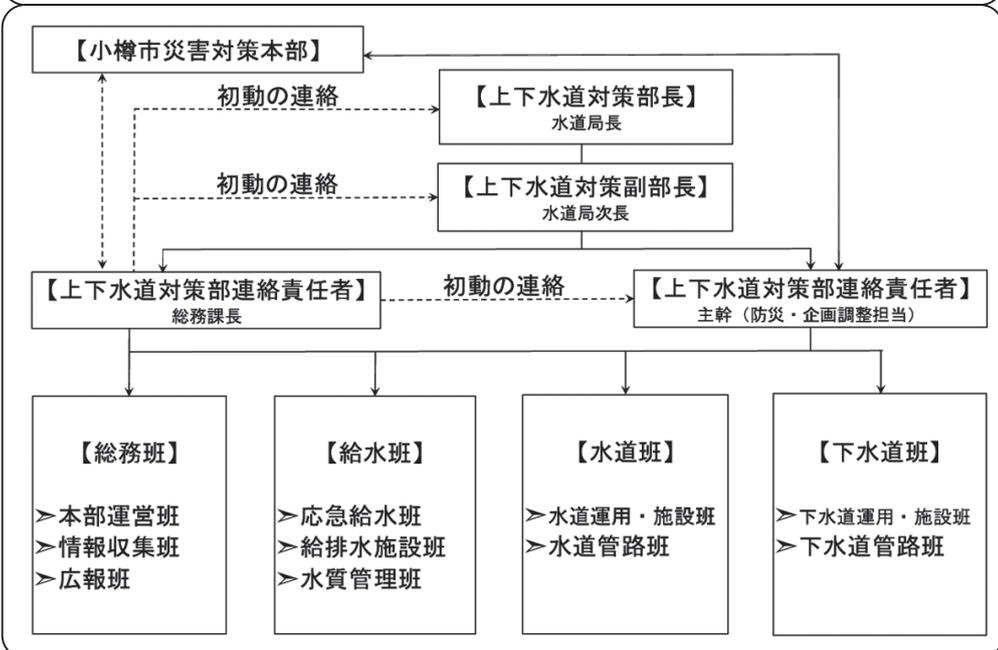
④対象事象及び対象期間

また、本BCP発動時における対応人員や資機材の制約下で、事象別マニュアルに定めた緊急時対応が実行できるか検証し、必要に応じて改善を図る。

対象事象は、地震・津波、水害、その他自然災害、新型コロナウイルス感染症などを対象リスクとする。

対象期間は、発災後、応急復旧や応急給水が完了し暫定的に上下水道機能が確保されるまでとする。

災害時の組織体制



このほかに、上下水道BCPには、非常時の対応、計画の根拠とした災害と被害想定、事前対策計画および訓練計画なども定めています。

「小樽市上下水道BCP」は水道局ホームページに掲載していますので、二次元コードまたは下のアドレスからアクセスしてください。

また、水道局本庁舎でも閲覧できます。



<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021122000080/>

上下水道事業経営懇話会の委員を募集しています

水道局では、上下水道事業の経営の在り方について市民の皆さまからご意見を伺うため、年1~2回程度開催予定の「上下水道事業経営懇話会」の委員を募集しています。

対象▶市内に住む18歳以上の方 募集人数▶若干名 任期▶令和4年4月1日から2年間 申し込み▶住所、氏名(ふりがな)、年齢、連絡先、職業、簡単な応募動機を明記し(書式は自由)、3月18日までに直接または郵送、ファクス、メール(suido-somu@city.otaru.lg.jp)で水道局総務課へ。

■お問い合わせは 水道局総務課 ☎321171 FAX270695へどうぞ。

使用開始等の届け出はお早めに

水道の使用開始や中止の届け出は、電話のほかファクスやインターネットからも手続きが可能ですので、お早めにお願ひします。



届け出がないと、漏水と判断されて給水停止となる場合や、使用していなくても料金がかかる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは水道局ホームページをご覧ください。

ホームページは二次元コードまたは下のアドレスからもアクセス可能です。



<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020112200585/>

■お問い合わせは 水道局料金センター

☎②4111内線562 FAX③6730へどうぞ。

水道メーターの交換にご協力ください

水道メーターは計量法により8年間の有効期限が定められており、有効期限を迎える水道メーターを順次交換しています。対象のお客さまには「水道メーター交換のお知らせ」(ハガキ)にて事前にお知らせします。

- 交換費用 無料
- 作業時間 30分程度
- 交換に際してのお願い

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーター交換の際は一時的に断水となりますのでご了承ください。

- ・メーターが屋内に設置されている場合は、別途日時などの打ち合わせが必要になりますので、ご協力をお願いします。

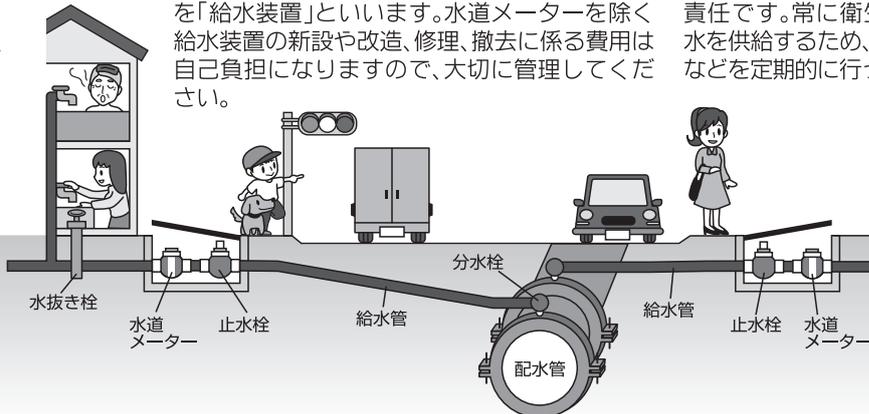


■お問い合わせは 水道局業務課

☎②0397 FAX⑦0695へどうぞ。

給水装置の管理

配水管から分岐して家庭に引き込まれた給水管や止水栓、水道メーター、水抜き栓、蛇口などを「給水装置」といいます。水道メーターを除く給水装置の新設や改造、修理、撤去に係る費用は自己負担になりますので、大切に管理してください。



貯水槽水道の管理

貯水槽水道(受水槽から蛇口までの設備)の管理は設置者の責任です。常に衛生的で安全な水を供給するため、受水槽の清掃などを定期的に行ってください。



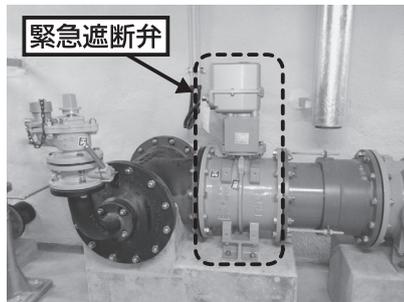
家庭の水道(給水装置)と貯水槽水道の管理について

お問い合わせは
水道局サービス課
☎②8114
FAX⑦0695へどうぞ。

水道施設耐震化への取り組み

近年、大規模な地震災害が全国でも相次いで発生しており、水道施設への被害を最小限にとどめるため、老朽化している管路や施設の更新とあわせて、耐震化への取り組みを行っています。配水池における緊急遮断弁の設置もその一つです。

配水池とは、浄水場から送られた水を一時的に貯める施設であり、そこから各ご家庭などへ配水していますが、地震により配水管が破損すると、配水池の水が大量に流れ出てしまうため、緊急遮断弁が作動して流出を防ぎ、確保した水は応急給水などに利用することができます。



※連載中の「小樽の上下水道」は今回休載します。

水道局広報

「水おたる」第46号

発行日/令和4年3月1日

発行元 小樽市水道局

〒047-0024 小樽市花園2丁目11番15号

☎0134②1171 ⑨0134⑦0695

✉suido-somu@city.otaru.lg.jp

令和4年度

水質検査計画について

水質検査計画は、安全で良質な水道水を皆さまにお届けするために、水源から蛇口までの水質検査について、測定項目や頻度などを毎年定めるものです。

今回、令和4年度の水質検査計画を策定し、水道局サービス課、市役所別館1階市政資料コーナーおよび図書館で公表しておりますので、ご覧ください。

また、水質検査計画は水道局ホームページにも掲載しています。

ホームページは二次元コードまたは下のアドレスからアクセスしてください。



<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020112200196/>

■お問い合わせは 水道局水質管理課

☎⑤2562 FAX⑤2563へどうぞ。